

なごみ居宅介護支援事業所「運営について」

重要事項説明書

当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号：０８３６－３５－７５３３

担当者：山下 義晴

事業者概要

事業者名称	合同会社 和（なごみ）の会
法人登記所在地	山口県宇部市草江２丁目５番５号
電話番号・Fax	電話 0836-35-7530（Fax：0836-35-7531）
介護保険法令に基づく 山口県知事指定事業所 （指定番号）	なごみ居宅介護支援事業所 第３５７０２０３２３６号
住所	山口県宇部市草江２丁目５番６－１号
電話番号	0836-35-7533（Fax:0836-38-5800）

職員体制

月曜日～金曜日

職員	常勤	非常勤	合計
管理者・介護支援専門員	１名	０名	１名
介護支援専門員	１名	０名	１名

（事業の目的）

合同会社 和の会が開設する、なごみ居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

（運営方針）

事業所の介護支援専門員は、要介護者等が居宅等において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

- 事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るものとします。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次の通りとします。

（１）管理者 １名（常勤、介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たります。

（２）介護支援専門員 １名（常勤）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たります。

（営業日、営業時間等）

事業所の営業日、営業時間は、次の通りとします。

（１）営業日・・・月、火、水、木、金曜日とします。

（２）定休日・・・土曜日、日曜日、年末年始及び国民の祝日（振替休日を含む）とします。

（３）営業時間・・・午前８時３０分から午後５時３０分までとします。

（４）電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制とします。

（事業の内容及び利用料等）

指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次の通りとします。

（１）利用者の相談をうける場所

事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行います。

（２）使用する課題分析票の種類

利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を使用します。

（３）サービス担当者会議の開催場所

自宅その他必要と認められる場所において開催します。

（４）介護支援専門員の居宅訪問頻度

原則、月１回以上必要に応じて訪問します。

２ 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払いは受けません。

３ 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費とします。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とします。

（１）通常の事業実施地域を超えた地点から、片道１キロメートルにつき１００円

（２）通常の事業実施地域を超えた地点から往復を計算し、１キロメートル未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

４ 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとします。

（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、宇部市（恩田・岬・琴芝・神原・常盤・上宇部の各小学校校区）とします。

（秘密漏洩防止措置）

本事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守します。

２ 従業者であったものが、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

（事故発生時の対応）

当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入します。

（苦情等の受付窓口）

利用者またはその家族は、提供されたサービスに不満がある場合、いつでも苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。

当事業所の苦情受付窓口は下記の通りとします。

担当者：岡田 敏行 電話：0836-35-7533（FAX 兼用）

当事業所以外の窓口

- ・宇部市介護保険課

事業者は、提供したサービスについて、利用者またはその家族から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、改善に努めます。事業者は、利用者またはその家族が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

（教育等）

事業所は、従業者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設け、業務体制を整備します。

- （１）採用時研修 採用１ヵ月以内
- （２）継続研修 年２回以上
- （３）介護に関する研修及び学会への参加等

（服務規律）

- （１）従業者は、就業規則にある服務規程を遵守します。
- （２）従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。
- （３）従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

（その他運営についての重要事項）

この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、合同会社 和の会と管理者との協議に基づいて定めるものとします。

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明します。

令和 年 月 日

所在地 山口県宇部市草江２丁目５－６－１
事業所名 なごみ居宅介護支援事業所
事業者 合同会社和の会
代表社員 久保田トミ子

（印）

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 住所 _____

氏名 _____

代理人 住所 _____
(代筆者)

氏名 _____

家族代表者 住所 _____

氏名 _____